

LPガス容器の喪失、盗難等の届書

LPガス容器の喪失、盗難等の届書については、下記の要領によります。

- 1 説明資料1(3)のLP容器の喪失、盗難が発生した場合は、

様式第57(第96条関係)
液化石油ガス事故報告書(喪失、盗難)
現場写真
現場周辺地図
返信用封筒(住所記入、切手貼付)

正本、副本の2部作成して提出すること。

- 2 提出先

郵便番号 650-8567
山形県山形市5丁目10番1号
山形県村山総合支庁
電話 023-362-9827
FAX 023-362-9916

- 3 提出される場合は、(一社)山形県LPガス協会にも連絡をお願いします。

電話 023-623-8364
FAX 023-632-7214

以上

事故報告・届書について

1 高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則第 93 条の 2・第 96 条に係る事故の報告・届出先

事故の種類		報告・届出先	期限等	様式等
(1)	特定消費設備に係る以下の事故 ・人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故 ・漏洩したガスに引火し発生した負傷又は物損事故	産業保安監督部長	直ちに。 追加報告は、事故発生の日から 10 日以内。	電話、FAX、その他適当な方法 LP ガス事故発生報告書
		知事	遅滞なく	様式第 57 の 2 液化石油ガス事故報告その 1～その 3
(2)	上記以外の LP ガス事故	知事	遅滞なく	様式第 57 その 1～その 3
(3)	喪失・盗難	知事	遅滞なく	様式第 57 液化石油ガス事故報告書 (喪失・盗難)

2 特定消費設備に係る事故報告、事故届

- (1) 販売事業者は、「特定消費設備」について次のいずれかの事故が発生したときは、直ちに事故の発生日時及び場所、

概要、原因並びに「特定消費設備」の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項について、電話、ファクシミリ、その他適当な方法により、事故の発生した場所を管轄する産業保安監督部長へ報告しなければならない。

・「特定消費設備」の使用により、人が死亡、中毒又は酸欠となった事故

・「特定消費設備」から漏えいしたガスに引火して発生した負傷又は物損事故

* 「特定消費設備」とは、ガスメーターから末端ガス栓までの配管等を除いた消費設備であり、名称及び機種に

ついては通達〔平成 18・12・26 原院第 5 号〕別表 2 参照

(高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則第 93 条の 2)

- (2) 「特定消費設備」に係る事故届書は事故の発生した場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則第 96 条 (様式第 57 の 2))

3 液化石油ガス法に係る事故届書

保安機関は、自ら行っている保安業務の範囲において当該一般消費者等の供給設備又は消費設備に災害が発生したときには、遅滞なく、その旨を警察官に届け出なければなりません。(規則第 133 条)

4 高圧ガス保安法に係る事故届

販売事業者は、次の場合には、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければなりません。

- (1) その所有し、又は占有する液化石油ガスについて災害が発生したとき。

- (2) その所有し、又は占有する液化石油ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。

(高圧ガス保安法第 63 条第 1 項、液化石油ガス保安規則第 96 条 (様式第 57))

- 5 LP ガス事故の発生時には、事業者賠償責任保険の適用に関係があるため、所管行政庁に報告するとともに、事故発生場所の (一社) 山形県 LP ガス協会にも電話等で速やかに連絡すること。

6 県及び国の連絡先（特定消費設備に係る事故は、県と国の両方に報告すること。）

山形県	平日 9:00～18:00	産業保安課	電話 078-362-9827 FAX 078-362-9916
	休日・夜間	災害対策センタ —	電話 078-362-9898 FAX は、産業保安課 へ
国	関東東北産業保安監督部近畿支部保安課		電話 06-6966-6050 FAX 06-6966-6093

7 報告・届書の添付資料、

- ・ 事故直後又は発見時の現場写真
 - ・ 現場周辺地図
- ・ 返信用封筒（住所等記入、切手貼済）を添えて、正本、副本の2部提出すること。
- ・ 提出、送付先

郵便番号	990-
住所	山形市
宛名	兵庫県企画県民部災害対策局産業保安課

8 事故分類

(1) A級事故

①	死者5名以上のもの。
②	死者及び重傷者が合計して10名以上のものであって、①以外のもの。
③	死者及び負傷者（軽傷者含む）が合計して30名以上のものであって、①及び②以外のもの。
④	爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の破壊、倒壊、滅失等甚大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が概ね5億円以上）が生じたもの。
⑤	大規模な火災又はガスの大量噴出・漏えいが進行中であって、大きな災害に発展するおそれがあるもの。
⑥	その発生形態、影響程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合、テロによるもの等）等について、テレビ・新聞等の取扱い等により著しく社会的影響・関心が大きいと認められるもの。 （NHK全国放送／民間全国放送／全国紙等で10社以上の報道がなされている場合を目安とする。）

(2) B級事故

A級事故以外であって、LPガス事故のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

①	死者1名以上4名以下のもの。
②	重傷者2名以上9名以下のものであって、①以外のもの。
③	負傷者6名以上29名以下のものであって、①及び②以外のもの。
④	爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の損傷等の多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が概ね1億円以上5億円未満）が生じたもの。
⑤	その発生形態、影響の程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合等）について、テレビ、新聞等の取扱い等により社会的影響・関心が大きいと認められるもの。 （NHK全国放送／民間全国放送／全国紙等で3社以上の報道がなされている場合を目安とする。）

(3) C級事故

A級事故及びB級事故以外のLPガス事故。

なお、「充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難」は、C2級事故として取り扱う。

【C1級事故】	①	負傷者1名以上5名以下かつ重傷者1名以下のもの。
	②	高圧法：爆発・火災又は破裂若しくは破損が生じたもの。 液石法：爆発・火災等により建物又は構造物の損傷等の物的被害が生じたもの。
	③	毒性ガスが漏えいした事故（高圧法のみ）
	④	①～③までのほか、反応暴走に起因する事故又は多量に漏えいが発生した事故（高圧法のみ）
【C2級事故】	①	C1級事故以外のLPガス事故。 「充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難」

9 事故種別

液化石油ガス法に係る事故とは、液化石油ガス法が適用となる貯蔵施設、充てん設備（供給設備に接続しているもの又は充てん設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。）、一般消費者等に係る供給及び消費段階に発生したものであって、次の各号の一に該当するもの（以下「LPガス事故」という。）をいう。

①	漏えい	液化石油ガス（以下「LPガス」という。）が漏えいしたもの。（火災に至らず、かつ、中毒・酸欠等による人的被害のなかったものに限る。） ただし、接合部等からの微量の漏えい（ネジ又はゴム管接合部等に石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）は除く。
②	漏えい爆発	LPガスが漏えいしたことにより、爆発が発生し、又は爆発による火災に至ったもの。 イ. 漏えい爆発（漏えいしたガスによる爆発のみの場合） ロ. 漏えい爆発・火災（漏えいしたガスによる爆発後火災の場合）
③	漏えい火災	LPガスが漏えいしたことにより火災（消防が火災と認定したものに限らない。）に至ったもの。（上記②を除く。）
④	中毒・酸欠	LPガス消費設備の不完全燃焼又はLPガス若しくは排気筒等からの排気ガスの漏えいにより、一酸化炭素中毒又は酸素欠乏の人的被害のあったもの。

(2) 充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難 次の各号の一に掲げるものに限る。

①	供給設備のうち、消費設備に接続しているもの。
②	消費設備（移動中のものを除く。）
③	貯蔵施設に貯蔵してあるもの。

(3) その他の事故（事故報告非該当）

次の各号の一に掲げるものは、LPガス事故には該当しない。

①	自殺、故意、いたずら等が原因による事故。
②	自然災害による事故。（事故原因が地震時の転倒防止措置の不備、落雪等の防止対策（雪囲い、保護板の設置等）の不備等、保安対策が不十分であると認められる場合を除く。）例）地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故。 例）洪水・土砂崩れ等による設備の破損等の事故。
③	カセットコンロ及びカセットコンロ用容器等に係る事故。

④	ＬＰガスの漏えいがない状態で、ＬＰガス燃焼器具（これらに付帯するものを含む。）が過熱し、又は故障したもの及び燃焼器具の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災等。
⑤	その他上記（１）に掲げるＬＰガス事故に該当しない事故。 例）自動車の飛び込みによる事故。

１０ 人的被害

液化石油ガス法における人的被害の定義は、以下のとおりとする。

①	死者	事故発生後、５日（１２０時間）以内に死亡が確認された者。
②	重傷者 「重症者」	事故発生後、３０日以上の治療を要する負傷した者。 （ＣＯ中毒等、外傷を伴わない場合は、「重症者」という。）
③	軽傷者 「軽症者」	事故発生後、３０日未満の治療を要する負傷した者。 （ＣＯ中毒等、外傷を伴わない場合は、「軽症者」という。）

様式第57（第96条関係）

事故届書	液石	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
氏名又は名称 (事業所の名称又は販売所の名称を含む。)			
住所又は事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
事故発生年月日			
事故発生場所			
事故の状況			

令和 年 月 日

代表者 氏名 ⑩

山形県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 事故の状況、事故原因及びその他参考となる事項については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

